

平成 27 年 9 月 1 日
那覇産業保安監督事務所

沖縄電力株式会社に対する報告徴収について

那覇産業保安監督事務所は、沖縄電力株式会社に対し電気事業法 106 条第 3 項の規定に基づき報告を求めました。

1. 沖縄電力株式会社宮古発電所燃料洗浄機室ドレンピットにおいて、重油の漏えいが認められ、当事務所は平成 27 年 7 月 31 日に事故報告を受けたところです。当該届出内容に不足事項等があることから、事象の全容解明及び今後の再発防止対策等についての的確に実施する観点から報告するよう指示しました。
2. 今後、当事務所としては、報告内容を確認し、引き続き注視するとともに必要な指導をしてまいります。

本件に関する問合せ先
経済産業省那覇産業保安監督事務所 保安監督課長 譜久嶺
担当：上里、上原
電話：098-866-6474（直通）